平成２３年（フ）第５５号
宮城県大崎市古川福浦字道ノ上38番地１
債務者　藤島　和茂
１　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
宮城県大崎市古川堤根字中屋敷50番地16
債務者　鈴木百合子
１　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
宮城県大崎市古川堤根字中屋敷50番地16
債務者　鈴木　　敦
１　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
宮城県加美郡加美町字北町二番118番地
債務者　鈴木　章郎
１　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
秋田県にかほ市象潟町字大塩越141番地１
ルミエールきさかた103号
債務者　伊藤　佳子
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第１１９号
長野県松本市南松本１丁目12番505号　市営住宅
債務者　玄蕃　健信
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第５９９号
兵庫県芦屋市浜町９番26号
債務者　黒滝　　彰
１　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１６０号
兵庫県芦屋市陽光町６番６―208号
債務者　金子　信一
１　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９７号
兵庫県西宮市霞町５番54号、前住所兵庫県西宮市樋之池町28番１―305号
債務者　大垣　昭博
１　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２７５号
兵庫県尼崎市下坂部２丁目７番９号
債務者　吉野　千春
１　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３０５号
兵庫県西宮市青木町４番25―204号
債務者　山本　健仁
１　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３２８号
兵庫県尼崎市昭和通６丁目214番地アズックヒル尼崎602号
債務者　福元佐起子
１　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３４９号
兵庫県尼崎市塚口町６丁目56番地の３　エアリースクエア２Ｃ
債務者　上村　直人
１　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４０１号
兵庫県西宮市津門西口町10番10号
債務者　越智有希恵（旧姓河島・幸尻）
１　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２０号
福岡県宮若市宮田4877番地
債務者　真田　恵子
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第４２号
福岡県直方市大字下境1248番地３
債務者　辻村　敏枝
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１２１号
福岡県久留米市東合川新町１番５―34号、住民票上の住所福岡県久留米市東合川新町７番11―202号
債務者　土井　忠国
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部